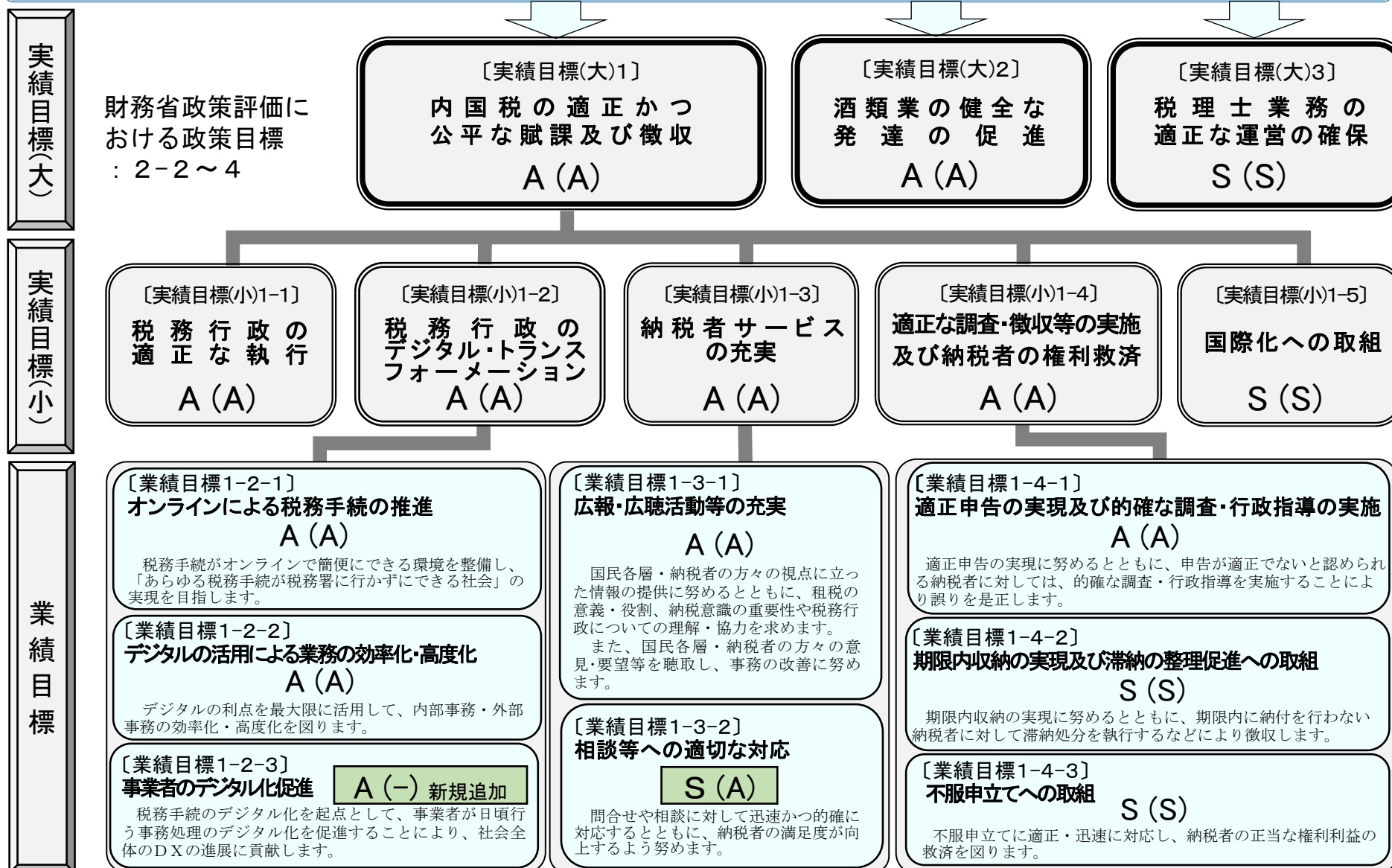


令和6事務年度 国税庁実績評価の概要

1. 令和6事務年度の実績目標等の評価一覧	1
2. 令和5事務年度及び令和6事務年度における評価ごとの集計結果	2
3. 令和6事務年度の目標及び施策ごとの評価結果	3
4. 評価が前事務年度と異なる目標の評価理由等	6
【参考1】 国税庁におけるデジタル化に関する主な取組（令和6事務年度）	7
【参考2】 評価基準（評価マニュアル）	9

1. 令和6事務年度の実績目標等の評定一覧

国税庁の使命 「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」



※ 各目標の符号は令和6事務年度の評定。()は令和5事務年度の評定。(-)は、令和6事務年度に新たに設定した目標であるため、令和5事務年度の評定がないもの。
 は令和5事務年度と異なる評定となったもの及び新たに設定した目標。評定は、S+、S、A、B、Cの5段階。

2. 令和5事務年度及び令和6事務年度における評価ごとの集計結果

各府省共通の 評価区分		実績目標(大)		実績目標(小)		業績目標		合 計	
		5事務 年度	6事務 年度	5事務 年度	6事務 年度	5事務 年度	6事務 年度	5事務 年度	6事務 年度
S+	目標超過達成	0	0	0	0	0	0	0	0
S	目標達成	1	1	1	1	2	3	4	5
A	相当程度進展あり	2	2	4	4	5	5	11	11
B	進展が大きくない	0	0	0	0	0	0	0	0
C	目標に向かっていない	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		3	3	5	5	7	8	15	16

3. 令和6事務年度の目標及び施策ごとの評価結果 ①

実績目標・業績目標・施策			評 定	
			5事務年度	6事務年度
【実績目標(大)1】 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収			A	A
【実績目標(小)1-1】 税務行政の適正な執行			A	A
施策	(1)	関係法令の適正な適用と迅速な処理	a	s
	(2)	税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等	a	a
	(3)	守秘義務の遵守	a	a
	(4)	職員研修の充実	s	s
【実績目標(小)1-2】 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション			A	A
【業績目標1-2-1】オンラインによる税務手続の推進			A	A
施策	(1)	オンライン申告の推進	b	a
	(2)	マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組	a	a
	(3)	利用者目線に立った情報提供	a	a
	(4)	キャッシュレス納付の推進	s	s
	(5)	申請・届出等の合理化・デジタル化	a	a
【業績目標1-2-2】デジタルの活用による業務の効率化・高度化			A	A
施策	(1)	内部事務のセンター化の推進	a	a
	(2)	照会等のオンライン化の推進	a	a
	(3)	データ活用等による税務執行の効率化・高度化	a	a
【業績目標1-2-3】事業者のデジタル化促進			(新設)	A
施策	(1)	事業者のデジタル化関連施策の周知・広報	(新設)	a
	(2)	関係省庁などの関係機関との連携・協力	(新設)	a

(注)1 評価は、「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階です。

2 (色付き)は、前年と異なる評価です。

3 欄外に※の表示がある目標については、評価理由等を6ページで説明しています。

3. 令和6事務年度の目標及び施策ごとの評価結果 ②

実績目標・業績目標・施策			評 定	
			5事務年度	6事務年度
	【実績目標(小)1-3】 納税者サービスの充実		A	A
	【業績目標1-3-1】広報・広聴活動等の充実		A	A
	施策	(1) 国民各層・納税者の方々への広報活動の充実	a	a
		(2) 租税に関する啓発活動	s	s
		(3) 関係民間団体との協調関係の推進	s	s
		(4) 地方公共団体との協力関係の確保	s	s
		(5) 国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等	s	s
	【業績目標1-3-2】相談等への適切な対応		A	S
	施策	(1) 納税者からの相談等への適切な対応	s	s
		(2) 納税者からの苦情等への迅速・適切な対応	a	s
		(3) 改正消費税法への対応	s	s
	【実績目標(小)1-4】 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済		A	A
	【業績目標1-4-1】適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施		A	A
	施策	(1) 有効な資料情報の収集	a	a
		(2) 的確な調査事務の運営	a	a
		(3) 社会・経済状況に対応した調査への取組	a	a
		(4) 悪質な脱税者に対する査察調査の実施	a	a
	【業績目標1-4-2】期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組		S	S
	施策	(1) 期限内収納の実現に向けた各種施策の実施	s	s
		(2) 滞納を未然に防止するための取組	s	s
		(3) 効果的・効率的な徴収事務の運営	s	s
		(4) 滞納の整理促進への取組	s	s
		(5) 厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収	s	s
	【業績目標1-4-3】不服申立てへの取組		S	S
	施策	(1) 不服申立ての適正・迅速な処理	s	s
		(2) 裁決事例の公表の充実	s	s

※

(注)1 評価は、「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階です。

2 (色付き)は、前年と異なる評価です。

3 欄外に※の表示がある目標については、評価理由等を6ページで説明しています。

3. 令和6事務年度の目標及び施策ごとの評価結果 ③

実績目標・業績目標・施策				評 定	
				5事務年度	6事務年度
	【実績目標(小)1-5】国際化への取組			S	S
	施策	(1)	税務当局間の要請に基づく情報交換	S	S
		(2)	共通報告基準(C R S)に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施	S	S
		(3)	国別報告事項(C b C R)の情報交換の的確な実施	S	S
		(4)	相互協議事案の適切・迅速な処理	S	S
		(5)	外国税務当局との知見の共有	S	S
		(6)	開発途上国に対する技術協力	S	S

【実績目標(大)2】酒類業の健全な発達の促進				A	A
施策	(1)	日本産酒類の輸出促進の取組	b	a	
	(2)	酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応	S	S	
	(3)	酒類の公正な取引環境の整備	S	S	
	(4)	構造・経営戦略上の問題への対応	S	S	
	(5)	独立行政法人酒類総合研究所との連携	S	S	
	(6)	20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進	S	S	
	(7)	酒類に係る資源の有効な利用の確保	S	S	

【実績目標(大)3】税理士業務の適正な運営の確保				S	S
施策	(1)	税理士会等との連絡協調の推進	S	S	
	(2)	税理士等に対する指導監督の的確な実施	S	S	
	(3)	書面添付制度の普及・定着に向けた取組	S	S	

(注)1 評価は、「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階です。

2 (色付き)は、前年と異なる評価です。

3 欄外に※の表示がある目標については、評価理由等を6ページで説明しています。

4. 評価が前事務年度と異なる目標の評価理由等

目 標	評価結果		評価理由等
	5事務年度	6事務年度	
【業績目標1-3-2】 相談等への適切な 対応	A 相当程度 進展あり	S 目標達成	業績目標1-3-2「相談等への適切な対応」については、目標達成のための施策である「業1-3-2-2 納税者からの苦情等への迅速・適切な対応」に係る主要な測定指標として「業1-3-2-2-A-1 苦情の3日以内の処理件数割合」を設定しています。 令和5年度においては、税務行政に対する理解と信頼を確保するため、納税者から寄せられた苦情等に対して、迅速かつ適切な対応に努めて取り組みましたが、実績値（89.7%）が目標値（90%）を下回りました。 処理が3日を超えたものについては、より適切な対応について検討を行うため事実確認に時間を要したもののほか、申出に対して説明等を行ったものの理解を得るのに時間を要したするなどです。 他の施策についての評価は「s 目標達成」でしたが、当該施策についての評価が「a 相当程度進展あり」であるため、業績目標の評価は「A 相当程度進展あり」としました。 令和6年度においても、前年度と同様、迅速かつ適切な対応に努めて取り組んだ結果、実績値（91.2%）が目標値（90%）を上回りました。 この結果、当該施策を含め、全ての施策についての評価が「s 目標達成」であったことから、当該実績目標の評価は「S 目標達成」としました。

【参考１】 国税庁におけるデジタル化に関する主な取組（令和６事務年度） ①

※ 詳細は評価書に記載

I 納税者の利便性の向上 ～あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指して～

〔オンライン申告等の推進〕

- 所得税の全ての画面でスマホでも操作しやすい画面を提供するなどU I／U Xを改善
- スマホ用電子証明書搭載サービスを利用することで、マイナンバーカードのスマホでの読み取りをせずに申告書の作成・e-Tax送信を可能にする取組を推進（A n d r o i dは令和７年１月対応済・i P h o n eは令和７年９月対応済）

〔マイナンバー制度の普及・定着〕

- 申告に必要な控除証明書等のデータを一括取得し、申告書の該当項目に自動入力する、マイナポータル連携の設定を簡素化

〔利用者目線に立った情報提供、申請・届出等の合理化等〕

- 質問に対する回答をオンライン上で行う「チャットボット」において、令和６年６月から令和７年３月の間、所得税の定額減税を追加するなど、相談ニーズに応じた対応を実施
- 「マイページ」（※）の「各税目に関する情報」に「贈与税関係」を追加したほか、税務代理人への利用を拡大

※ e-Taxに登録されている本人（法人）情報、還付金等の処理状況及び各税目に関する情報（各種届出等）を確認できる機能

【参考１】 国税庁におけるデジタル化に関する主な取組（令和６事務年度） ②

※ 詳細は評価書に記載

Ⅱ 業務の効率化・高度化

- 国税当局が保有する資料情報等の各種データ及びＡＩ等の分析・活用による的確な選定等を通じ、大口・悪質な不正計算が想定されるなど、調査必要度の高い納税者に対して重点的に事務量を投下し、深度ある調査を実施
- 高度なデータ分析により構築した応答予測モデルの予測結果を使用したコールリスト（ＡＩコールリスト）を活用し、滞納者へつながりやすい曜日・時間帯に電話催告を実施
- データリテラシーレベルに応じた研修体系の整備、国税専門官採用試験に「理工・デジタル系」の試験区分を新設し、ＩＣＴに関する素養を備えた人材を採用

Ⅲ 事業者のデジタル化促進

- 会計ソフトやデジタルインボイス等の各種ＩＴツールのメリットやＩＴ導入補助金等の支援策の案内など、事業者の規模やデジタル化の進度に沿った積極的な周知・広報を実施

Ⅳ その他の取組

- 納税者の理解と協力の下で、Ｗｅｂ会議システムやオンラインストレージサービス等のオンラインツールを活用した調査の実施（国税局調査部（課））
- オンライン等を活用した外国税務当局との相互協議の実施
- 税務大学校の公開講座をオンデマンド配信で実施

【参考2】 評価基準（評価マニュアル）

施策の評価	目標の評価（下位目標がないもの）	目標の評価（下位目標があるもの）
1 「s+ 目標超過達成」 (①及び②をとともに満たす場合) ① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがある。 例：実績値が目標値の120%を超過している場合 ② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。 2 「s 目標達成」 (①から③までの全てを満たす場合) ① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがない。 ② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。 ③ 測定指標以外で「s 目標達成」と言い難い特段のネガティブな事情がない。 3 「a 相当程度進展あり」 (①及び②をとともに満たす場合) ① 施策に係る主要な測定指標が全て「○」又は「△」(注1)である。 ② 施策に係る測定指標に一つでも「△」又は「×」(注2)があるか、全ての測定指標が「○」で上記2③の事情がある。 4 「b 進展が大きくない」 (①及び②をとともに満たす場合) ① 施策に係る主要な測定指標の一つでも「×」がある。 ② 「c 目標に向かっていない」に該当しない。 5 「c 目標に向かっていない」 主要な測定指標の実績値が、目標値から大きく乖離している場合 例：実績値が目標値の50%を下回っている場合	・実績目標(大) 2, 3 ・実績目標(小) 1-1, 1-5 ・業績目標 1-2-1, 1-2-2, 1-3-1, 1-3-2, 1-4-1, 1-4-2, 1-4-3 1 「S+ 目標超過達成」 施策の評価が「s+」又は「s」であり、かつ、一つ以上が「s+」 (例) 施策① s+ 施策② s 施策③ s 2 「S 目標達成」 施策の評価が全て「s」 (例) 施策① s 施策② s 施策③ s 3 「A 相当程度進展あり」 施策の評価が全て「a」、又は「s」と「a」のみ (例) 施策① s 施策② s 施策③ a 4 「B 進展が大きくない」 施策の評価に「b」があり、かつ、「c」がない (例) 施策① s 施策② a 施策③ b ※ ただし、「b」とされた施策が一部にとどまり、かつ他の施策の重要性が高いような場合には、「評価の理由」欄で適切な理由を付した上で「A」とすることができる。 5 「C 目標に向かっていない」 施策の評価に「c」がある (例) 施策① s 施策② a 施策③ c	・実績目標(大) 1 ・実績目標(小) 1-2, 1-3, 1-4 ※左記目標の評価と同様に行う。 1 「S+ 目標超過達成」 下位の目標の評価が「S+」又は「S」であり、かつ、一つ以上が「S+」 (例) 下位の目標① S+ 下位の目標② S 下位の目標③ S 2 「S 目標達成」 下位の目標の評価が全て「S」 (例) 下位の目標① S 下位の目標② S 下位の目標③ S 3 「A 相当程度進展あり」 下位の目標の評価が全て「A」、又は「S」と「A」のみ (例) 下位の目標① S 下位の目標② S 下位の目標③ A 4 「B 進展が大きくない」 下位の目標の評価に「B」があり、かつ、「C」がない (例) 下位の目標① S 下位の目標② A 下位の目標③ B 5 「C 目標に向かっていない」 下位の目標の評価に「C」がある (例) 下位の目標① S 下位の目標② A 下位の目標③ C

(注)1 測定指標の「△」は、定量的測定指標においては、原則として、目標値と実績値の差が1%以下の場合、定性的測定指標においては、目標達成に近いが、達成したとまでは言えない場合とする。

2 実績値が目標値未満となった場合において、やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、「○」とした上で事情を説明する方法も認められる。